日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2015.10.20
No.15-026

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

乗員流失が止まらない

不当労働行為高裁 勝利判決を再確認
経営は、最高裁へ上告
早急に職場要求に応える事が必要

6 月 18 日に東京高裁が不当労働行為として日本航空経営を断罪した勝利判決に対して、日本航空経営は、高裁判決を不服として最高裁に上告しています。

高裁判決の趣旨を再確認すると「整理解雇を争点とする争議権投票への介入は違法と認定」に加えて、以下の点も指摘されています。

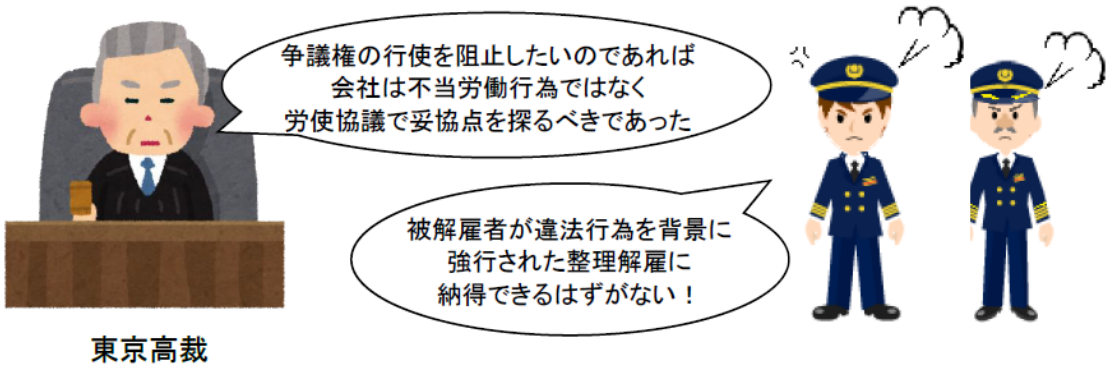

（カットは乗員速報 62－002 より）

一方日本航空は、乗員流失を止める事が出来ない中で、6 月 29 日に以下の主旨の運航本部の通達を出しています。

「現場とのコミュニケーショ ンを密に、乗員計画を策定、JAL で働き続けたいと思えるような職場を目指し、あらゆる施策に取り組む所存」

JAL 不当解雇問題は、原告団要請書及び乗員組合・機長組合・客室乗務員組合から自主解決に向けての要求が 2015 年年末も出されています。

ILO からは二度に亘って勧告が出され、国会でも塩崎厚生労働大臣から自主解決を促す答弁がなされています。

日本航空の職場は、15－022 で紹介した運航本部長通達以降も、高稼働状態が続き重大インシデントも発生し、安全運航に対し危惧の声が出されています。

（15－022 で紹介した本部長通達概要）

「(現在)調査中ですが、当該乗員は、・・・重要な作業を怠り、状況認識を喪失、危険な状況に陥れてしまった。・・・もっとも重要な疑問が放置された事が本事例の根底にある。・・・・SMS 推進、安全文化情勢の取り組みを無にするような行為であり、慙愧の念に堪えません。・・・夏季キャンペーン期間中にもかかわらず、高度逸脱や Fuel Usage に関する Limitation 逸脱事例が発生している。・・・情報類を再読し、毎日の運航に生かして下さい。」

日本航空経営は、早急に職場要求に応えて不当解雇撤回に向けての交渉を行う状況と言えるのではないでしょうか。

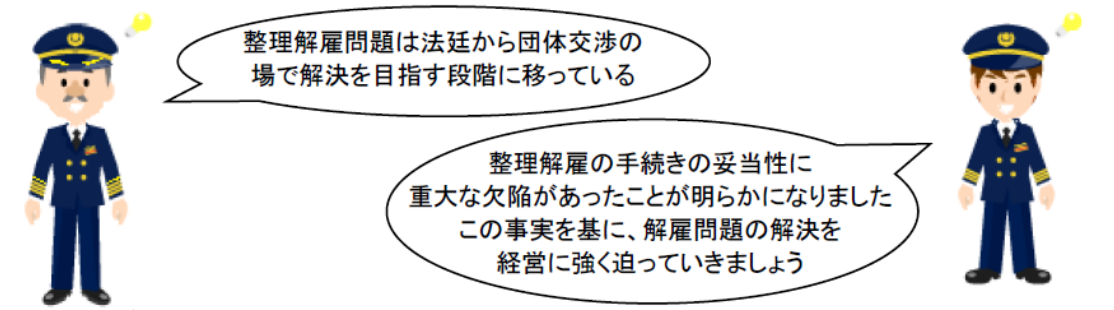

会社は不当労働行為を反省し、解雇問題の真摯な協議に応じよ！

（カットは乗員速報 62－002 より）

関連リンク：詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。

乗員速報：62-002　　62－004　　62-010:訓練生

原告団：7月9日　要請書　　10月17日　配布ビラ

2015年度　カンパ支援 取り組み参加 宜しくお願い致します

今後の日程

宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!　座り込み、デモ＆本社前抗議

原告団HP参照